

# 豆・駿天保の飢饉と代官江川氏の救済

— 金蔵く馬喰町く代官貸付金の運用関係について —

仲 田 正 之

はじめに

天保の飢饉は、天保の改革の背景ともなるもので、荒川英俊『飢饉の歴史』、小野武夫『日本近世饑饉志』、西村真琴・吉川一郎『日本凶荒史考』、上田藤十郎『近世の荒政』など研究成果は多い。<sup>(1)</sup> 問題を飢饉のみにしぼった『飢饉』（『歴史公論』一九七六年・第九号「特集江戸時代の飢饉」）は、飢饉を理解する上で有効である。一般的に、飢饉といえは幕府および領主層の「無策」をきめつけるものが多い。それでは、災害を為政者の責任とする近世儒者の発想である。しかし、同書中の上杉允彦氏「天保の飢饉と幕藩体制の崩壊」は、領主側の対応として幕府・諸大名・民間の対策を整理し、反論しているかにみえる。また、飢饉における代官の立場に言及した村上直氏の提言も注目すべきものである。

はたして、天保の飢饉全般に幕府・領主層が無策であったのか、救済が不可能であったか、領主側が怠慢であったのか、はいちがいに決めつけられない。地勢・領主・産業経済などの条件の相違によってさまざまであったと考えられる。また、平素の準備・心掛けの十分な地域では凶作が飢饉にいたらなかった場合も多く、この記録は残りにくい。また、残存しても突飛な記事に瞠目する後世史家には看却されがちである。したがって、従来紹介されている史料自体が凶作・飢饉・一揆・場あたり  
的救済に多く、平常の対策・地道な救済に関する研究も少なくなるのである。

このような状況下で、『静岡県史』災害誌は自然科学者と歴史学者合同で編纂され、新視点から災害をとらえている。東海地域における天保の飢饉についても再認識をうながすにいたった。<sup>(2)</sup>しかしながら、同書においても領主側の対応にまでは及ばなかった。これに先立つ近世文書調査においては夫食願も確認されているので、代官の対策史料を求めらるうちに、地方とも符合する天保八年二月から四月にかけての急夫食拝借史料を発見した。これを小論において紹介するのであるが、さらに実際には夫食金がどう運用されていたかに言及してみたい。天保八年三月「わが支配地に一揆・騒擾なし」<sup>(3)</sup>と幕府に豪語した代官江川英龍の飢饉対策、また幕府とのかけひき、などを考えてみるものである。東北の飢饉に比較したら、伊豆・駿河という安定した地域の飢饉などもの数ではないが、地方と幕府勘定所との中間に位置する代官の機能を明らかにしたい。

## 一 伊豆・駿河の天保の飢饉

静岡県域においても天保の飢饉の被害は深刻で、これを後世にのこすための書留と夫食願・飢人・困窮者書上げなどが多数残された。<sup>(4)</sup>その前段階が文政六年・八年・十一年・十三年（天保元年）の凶作である。文政六年は風水損で、年貢減免・定免村の検見などの事態がみられる。八年以降は霖雨・冷気雨天による虫害が多く、十一・十三年、天保四年は特に深刻であった。天保元年以外は長雨・冷害による被害をとまなっている。特に文政八年ははなはだしく、伊豆・駿河広域に「蝗」の被害があった。この「蝗」について、橋本敬之氏は「黄蛾」（カメムシ）であるとし、虫の特定について安易な特定を戒めている。<sup>(5)</sup>被害については、安定した伊豆国田方郡北奈古谷村（韭山町）の皆無作、同長崎村（韭山町）の六分引・延納などが確認され、多量の出作奉公などが出現した。文政十一年伊豆・駿河・遠江・信濃は、奥羽同様大風雨に見舞われ、富士川・狩野川ともに大洪水となった。そして十三年とあいつぐ凶作のうえ、天保年間となった。天保四年は五月から八月にかけて晴天が七、八日しかなく、大風もふくという悪天候であった。北奈古谷村は二五四石余（四四％）が冷害・虫損で皆無作となった。奥羽・関東

と同じ状況であった。五年、六年は平年作であったが、七年は冷気・雨天に加え八月四日の洪水があり、凶作となった。全国的凶作のなか伊豆・駿河も同年末から翌年に飢饉となっていく。<sup>(6)</sup>

しかし、凶作即飢饉でないことはもちろんで、置米（置居米）・困米や個人の貯穀など穀物備蓄量の有無など事前対策は支配・被支配双方の責任問題でもある。廻米による米価騰貴となると支配の責任だが、高騰をみこした売買によって米不足をもたらした例からみれば被支配側の責任である。また、米穀移動の困難な孤立した地域、山村・漁村に飢饉がおきるなどの類型化も浅はかである。表「急夫食対策一覧」によれば、街道筋に飢饉がおきているのであるから、村方の事情は千差万別であり、村民個々の生活も同様である。伊豆国田方郡門野原村名主小森氏の「日記」によれば、蕨・葛をとり山に入るため白米の握飯を持参し、これが飢饉対策ではおかしい、と自嘲する人もいたのである。<sup>(7)</sup>したがって、蕨・葛・山芋を食べたからといって一律に食料難ともいいがたく、表にみるごとく江川氏手代によって「取続可能な者」と査定されることとなる。

米相場は、基本的には一両一石であるが、天保期の大仁（田方郡大仁町）相場の資料がないので、近隣の四日町（同葦山町）相場で見ると、天保二年九斗四升四合、三年一石、四年資料なし、五年八斗五升、六年七斗二升、七年三斗四升、八年八斗一升、である。これらは、年貢収納後の相場であるが、七年の三斗四升はさすがに異常に高く、同時期の江戸相場も三斗三升である。<sup>(8)</sup>しかし、相場も刻々と変化し、また操作するものである。七年の凶作のダメージが飢饉となるのは八年の正月ころから春麦の収穫の五月までである。この八年正月十五日の下米相場は、江戸の四斗二升、駿河国沼津の三斗四升、大仁の三斗六升五合である。沼津・大仁のような地方相場より江戸の方が安値であることは、浦賀詰米・各地の置米などを江戸に移送して市場操作しているからである。大坂城米の江戸移送を大塩平八郎が憤慨した話などよく知られるところである。八年は豊作で秋には相場は安定をみせるが、凶作・飢饉の後遺症は三島宿の維持困難や九年の賀茂郡網代村（熱海市）・初島（熱海市）・新井村（伊東市）の疫病などとなって表れる。また、全国的飢饉のなかで幕府・諸藩はじめ庶民も物価高騰のなか儉約を実施せざるをえなかった。そのために、基本的に村高が低く、東海道往還稼に依存する村方は収入減となり、飢饉状態となる。表にみ

<表> 天保八年「急夫食対策一覧」 無表題御用留（江川文庫1352-18）

(1) 天保8.2 「豆・駿州村々急夫食代拝借伺書」

○伊豆国田方郡湯ヶ島村外1ヶ村・賀茂郡松崎村外8ヶ村

村高1603,399,91

総人数7163人－取続可能2297人＝飢人4866人

男1857… 夫食8.2.15～4.15 60日×2合 米222,840.

女3009(男650)…夫食8.2.15～4.15 60日×1合 米180,540.

夫食米403,380. 代金1105両永 150文7（大仁相場酉 1月15日、1両下米0,365）

○駿河国駿東郡大諏訪村外7ヶ村・富士郡江尾村外2ヶ村・庵原郡東山寺村外4ヶ村  
村高3764,028,

総人数4529人－取続可能1559人＝飢人2970人

男 966… 夫食8.2.15～4.15 60日×2合 米115,920.

女2004(男560)…夫食8.2.15～4.15 60日×1合 米120,240.

夫食米236,160. 代金 694両 2分永88文2（沼津相場酉 1月15日、1両下米0,340）

計夫食米639,540. 代金1799両 2分永 238文9（戌～未10ヶ年賦）

裁許夫食米319,余 代金 761両 1分余（30日分、1両米0,420,戌～寅5ヶ年賦）

(2) 天保8.2 「豆・駿州宿々急夫食代拝借伺書」

○三島宿 高2582,006.

総人数4078人－取続可能1978人＝飢人2100人

男1100… 夫食 60日×2合 米132,000.

女1000(男250)…夫食 60日×1合 米 60,000.

夫食米192,000. 代金 518両 3分永 168文9

（沼津相場酉 1月中旬、1両下米0,340 …吟味下 3升下…0,370）

○由比宿・興津宿・中宿町 高1114,381

総人数4389人－取続可能3191人＝飢人1298人

男 593… 夫食 60日×2合 米 71,160.

女 705(男224)…夫食 60日×1合 米 42,300.

夫食米113,460. 代金 306両 2分永 148文6

（沼津相場酉 1月中旬、1両下米0,340 …吟味下 3升下…0,370）

計夫食米305,460. 代金 825両 2分永67文5（戌～寅 5ヶ年賦）

裁許夫食米152,730 代金 363両 2分永 142文857

（30日分、1両米0,420,戌～寅5ヶ年賦）

(3) 天保8.2 「東海道岩淵村類焼御救拝借伺書」

○ 7年12月18日 6軒焼失（富士川渡船役困窮の者）1軒3両 計15両（戌～未10ヶ年賦）

(4) 天保8.2 「豆・駿州村々急夫食代拝借伺書」

○伊豆国君沢郡土肥村外1ヶ村・田方郡中村・賀茂郡下田町外8ヶ村

村高3623,256,3

総人数9973人－取続可能3827人＝飢人6146人

男2096… 夫食 60日×2合 米251,520.

女4050(男1202)…夫食 60日×1合 米243,000.

夫食米494,520. 代金1251両 3分永 199文4

（大仁相場酉 1月中旬、1両下米0,365 →吟味下0,395.）

○駿河国富士郡精進川村外 9 ケ村・庵原郡高橋村外13ケ村

村高4325,840,0

総人数8055人－取続可能3633人＝飢人4422人

男1709… 夫食 60日× 2合 米205,080.

女2713(男664)…夫食 60日× 1合 米162,780.

夫食米367,860. 代金 994両永 216文2

(沼津相場西 1月中旬、1両下米0,340 →吟味下0,370.)

計夫食米862,380. 代金2246両永 165文6 (戌～寅 5ケ年賦)

裁許夫食米431,190 代金1026両 2分永 142文857

(30日分、1両0,420 戌～寅 5ケ年賦) 8年3月

(5) 天保8.2 「富士川渡船役困窮御救拝借伺書」

○駿河国富士郡岩本村・庵原郡岩淵村、富士川渡船役困窮の者

200両(代官→勘定所) = 300両願出－100両吟味下

…西(天保8)～辰(安政3) 20ケ年賦

…両村にて勤め来る。川瀬荒れの上出水稼ぎならず、また凶作、往来少なく、諸式高値

船賃払いの旅人なし、往来稼ぎのため雑穀貯蓄なし、両村困窮扶助尽きる、渡船役組頭・役人宅にて炊き出しにて御役勤させている。

(6) 天保8.3 「豆・駿州村々急夫食代拝借伺書」

○伊豆国君沢郡山中新田外 3 ケ村・田方郡輕井沢村外 1 ケ村、賀茂郡梨本村外 2 ケ村

村高739,462,87

総人数1969人－取続可能1066人＝飢人 903人

男 314… 夫食 50日× 2合 米31,400.

女 589(男177)…夫食 50日× 1合 米29,450.

夫食米60,850. 代金 154両永50文6

(大仁相場西 1月中旬、1両下米0,365 →吟味下0,395.)

○駿河国駿東郡原宿外 1 ケ村・庵原郡岩淵村外 1 ケ村

村高3850,117,00

総人数7149人－取続可能1809人＝飢人5340人

男1974… 夫食 50日× 2合 米197,400. 70日願いを引き下げ

女3366(男991)…夫食 50日× 1合 米168,300.

夫食米365,700. 代金 988両 1分永 128文4

(沼津相場西 1月中旬、1両下米0,340 →吟味下0,370.)

計夫食米426,550. 代金1142両 1分永 179文

裁許夫食米255,930 代金 647両永 174文1 (30日分、1両0,395、戌～寅 5ケ年賦)

(7) 天保8.3 「豆・駿州村々急夫食代拝借伺書」

○伊豆国田方郡土手和田村

村高24,710.

総人数 261人－取続可能59人＝飢人 202人

男71… 夫食 50日× 2合 米7,100.

女131(男38)…夫食 50日× 1合 米6,550..

夫食米13,650. 代金34両 2分永57文

(大仁相場西 1月中旬、1両下米0,365 →吟味下0,395.)

○駿河国駿東郡木瀬川村・柿田村

村高376,707

総人数 352人—取続可能 102人=飢人 250人

男 93 …夫食 50日×2合 米9,300.

女157 (男28) …夫食 50日×1合 米7,850.

夫食米17,150. 代金46両 1分永 101文3

(沼津相場西 1月中旬、1両下米0,340 →吟味下0,370.)

計夫食米30,800. 代金80両 3分永 158文3 (戌~寅5ヶ年賦)

裁許記事なし…(30日で13,430. 1両に0,395 替で34両が裁許されたとみられる)

(8) 天保8.3 「駿州植田新田外六ヶ村種粍代拝借伺書」

○駿東郡植田新田外2ヶ村・富士郡檜新田外3ヶ村…悪天候・凶作・潮入

村高592,634.3

種粍代金31両 1分永24文9 →粍16,779 (原・吉原相場平均1両上粍0,536.5)

反別23町 9反 7畝24 (1反に粍0,070.)

外金 9両 3分永 132文5 …3割利金の分

計金40両 2分永 137文4 (戌~寅5ヶ年賦)

裁許…3 1両 1分永 2 4 文 9 …金蔵拝借分は全額許可

(9) 天保8.3 「駿州徳倉村急夫食代拝借伺書」

村高305,262.

総人数 245人—取続可能46人=飢人 169人

男 62 …夫食 50日×2合 米6,200.

女107 (男28) …夫食 50日×1合 米5,350.

夫食米11,550. 代金31両永 216文2 (戌~寅5ヶ年賦)

(沼津相場西 1月中旬、1両下米0,340 →吟味下0,370.)

裁許夫食米 6,930 代金18両永 236文8 (30日分、1両0,380、戌~寅5ヶ年賦)

(10) 天保8.4 「駿州高橋新田外7ヶ村急夫食代拝借伺書」

○庵原郡高橋新田・富士郡東柏原新田外3ヶ村・駿東郡助兵衛新田外2ヶ村

村高668,371.

総人数1383人—取続可能94人=飢人1189人

男557 …夫食 30日×2合 米33,420.

女632 (男82) …夫食 30日×1合 米18,960.

夫食米52,380. 代金 124両 2分永 214文3 (1両0,420. 戌~寅5ヶ年賦)

裁許 8.5…願のとうり124両 2分永 214文3 許可

(11) 天保8.4 「東海道蒲原宿本陣相続拝借金年延伺書」

9 6 両 = (文化21年拝借 180両 - 60両返納) + (文政8年拝借 180両 - 24両返納)

申年まれなる凶作、諸家通行儉約専一にて助成薄い

去申年より巳まで10ヶ年年延、午より卯まで10ヶ年賦

裁許 8.5…願のとうり

(12) 天保8.3 「東海道三島宿御伝馬相続御手当拝借伺書」

7 0 0 両…西~丑猶予 (年延)、寅~亥10ヶ年賦 (年70両)

- (13) 天保8.8「豆州・駿州村々損毛歩合内糺村名」…天保8酉立毛、江戸役所→葦山役所
- 損毛6分 …駿河国庵原郡柏尾村（長崎正十郎）  
 損毛5分5厘…伊豆国賀茂郡加納村（大久保宗兵衛）  
 “ “ 君沢郡小土肥村（有馬左京）  
 損毛5分 …伊豆国賀茂郡上賀茂村・下賀茂村（溝口摂津守）  
 “ “ 原保村・徳永村（松平勘太郎）  
 駿河国富士郡下市場村（山口相模守・松平内蔵允）  
 損毛4分 …伊豆国田方郡柏谷村（藤方勘右衛門）  
 “ “ 吉田村（宮崎甚右衛門）  
 駿河国富士郡東宗高村（戸田広三郎）  
 “ “ 下中里村（渡辺隼人）  
 “ “ 山本村（山口相模守）  
 損毛4～5分… “ 庵原郡完原村（石川久仁太郎）  
 損毛3分5厘…伊豆国君沢郡安久村（佐野吉五郎）  
 損毛3分 …伊豆国田方郡寺家村（河野吉五郎）  
 駿河国富士郡大鹿村（杉浦勘解由）  
 “ “ 宮嶋村（秋山修理）  
 “ “ 上小泉村（高木左京）  
 “ 駿東郡大平村（諏訪左次右衛門）  
 “ “ 東原村（久世安芸守）  
 損毛2分5厘…伊豆国田方郡仁田村（宮崎甚右衛門）  
 損毛1分 …駿河国庵原郡北松野村（曾我主水）  
 “ “ 保良村（稲葉金之丞）

(14) 天保9, ④「豆州新井村外式ケ村病難御救拝借伺書」(No1352-19)

新井村	村高	78,298.	156軒	668人	350両
網代村	“	16,300.72	211軒	902人	200両
初島	“	93,350.	41軒	259人	150両
計		187,945.72	408軒	1829人	700両
				病難人1327人	700両
					(戌～未10ヶ年賦)
裁許(天保9, 6)					165両
					( “ “ )

天保9, ④「豆州新井村外式ケ村病難急夫食代拝借伺書」  
 村高 187,945.72 408軒 1829-502= 飢人1327人  
 男493 …夫食 30日×2合 米29,580.  
 女834(男203)…夫食 30日×1合 米25,020.  
 計 米54,600. 代金99,1,167.3  
 (大仁相場戌4月15日、1両下米0,549.2)  
 裁許(天保9, 5)…不許可

※ ( ) の男は60才以上、15才以下

る山中新田などの茶屋稼ぎ、広沼廻新田の鱶（鰻）の蒲焼きなど煮売商い、富士川渡船守、三島宿などである。

御領については、代官の見分が実施され、救済措置がとられていくが、私領はどうであろうか。特に、旗本領は飢饉のおきやすい背景をもっている。これをしめす資料として、六月十二日付「江川英龍宛鳥居耀藏書状」<sup>9)</sup>がある。鳥居耀藏は、徒頭から天保七年五月西丸目付（役高一〇〇〇石）に転じ、九年四月に本丸目付に栄転する間である。羽振りの良い旗本であるが、それでも支配地が飢饉となる逆証となろう。当時鳥居は采地二五〇〇石、伊豆には君沢郡天野村（一一二石）、田方郡大平柿木村（一六〇石）、賀茂郡筏場村（一一二石）・上白岩村（七給）・梅木村（三給）<sup>10)</sup>をもっていた。書状は大平柿木村救済に対する礼状である。同村は、食料が尽き、地犬・鶏まで食べ、二〇人余の餓死者を出す惨状であった。なお、飢人多く、年貢未納のまま田方植付けもできない者が多かった。天保八年一月から二月ころと考えられるが、窮民救済のため支配所廻村途次の江川英龍が同村を見分、戸別に実態を調査のうえ買薬もままならない病人には英龍自身が調薬して与えた。そして、夫食手当金七両二分三朱を貸渡した。犬を食べることは蛮行、鶏を食べることは最後の手段、ともに食料が尽きたということであろう。餓死者二〇人も飢饉時の常食外の偏食からくる栄養失調と考えられる。したがって、この状態は誇張ではないであろう。それは、名主山田氏が救済のため貸倒れ、後役の受け手がなく、入札をもって決したことでもわかる。

この大平柿木村救済は、鳥居の依頼があったことは書状にも明らかだが、瓜生野村大城氏とともに名主山田氏は江川氏御用、韭山役所御用達の家であり、英龍自ら救済の意図があったとみられる。伊豆・駿河入り組みを超越支配する江川氏が私領救済することは、後に述べる韭山代官貸付金の性格からもふしぎではない。おなじく、天野村救済も鳥居の依頼ではなく私領救済の一環とみるべきである。

江川英龍は、飢饉の状況をみて置米の緊急放出を願った。数量は不明であるが、一連の「急夫食拝借伺書」では「置米を以取悩遣し、厚御趣意ニ者候得共右置米同高半減ニ御下知相済候間数村江引当候得者纒之石数ニ相成」と、願ひ高を半減されたため効果はあがらなかった。そのため、天保七年末から翌八年初にかけて、逼迫した村方よりあいついで「急夫食拝借願書」



が提出されるにいたった。

## 二 代官江川氏の幕領救済

江川文庫文書一三五二番の18、19（無表題の豎帳<sup>(11)</sup>）に天保の飢饉にたいする急夫食関係の代官伺書が記載されている。表「急夫食対策一覽」(1)〜(13)は18に、(14)は19に記載されている。天保九年に疫病で夫食米をねがった網代村・初島・新井村などは、当然八年の春飢饉状態であったことはまちがいないが、その段階では夫食を願出ていない。夫食を幕府に願うか否かは村方の金融や返済能力などの事情により、伊豆・駿河はほぼ同様の食料難であったと考えられる。ここで扱うものは伊豆・駿河の幕領のみであるが、これだけ同時期に集中していることは飢饉が深刻であったとみるべきである。表の(1)〜(12)は天保七年の凶作の影響によるもので、天保八年二月〜三月の飢饉に対応したものである。ただし、(3)のみは駿河国庵原郡岩淵村の類焼拝借願であるが、(5)の富士川渡船役困窮者対策と関連するので加えた。以上をふまえて表の夫食拝借伺をみてみよう。

(1)は、伊豆国田方郡湯ヶ島村ほか一ヶ村・賀茂郡松崎村ほか八ヶ村（高一六〇三石余）と、駿河国駿東郡大諏訪村ほか七ヶ村・富士郡江尾村ほか二ヶ村・庵原郡東山寺村ほか四ヶ村（高三七七四石余）の急夫食拝借願を一括して勘定所に伺出たものである。すなわち、個別に二七ヶ村より願出たもので、天保八年二月までに査定がすんだ分である。村方が、麦の刈入れまでの食料事情のもっともきびしい二月十五日から五月六日まで八〇日分拝借を願出たが、手代を派遣して実情を調査し、飢人から余裕のある者（取続可能な者）をのぞき、日数を短縮して二月十五日より四月十五日まで六〇日分を伺出た。夫食米の基準は、男は一日二合、女（男十五才以下、六十才以上を含む）一日一合である。江川英龍は、査定のうち切迫した状態に限定したので、六三九石余代金一七九九兩余は「御時節柄ニ者候得共格別之御評議」により許可されたいと願った。勘定所はこれを三〇日に削減、三一九石余の代金七一六兩一分余を許可した。しかし、この金換算は江戸の一兩に四斗二升替によるもので、

大仁相場の一両に三斗六升五合・沼津相場の一両に三斗四升から換算すると、それだけでも低査定となる。三〇日に削減されても、大仁相場での伊豆国分は二四二石余、沼津相場での駿河国分は一四一石余、計三八三石余となる。すなわち、幕府査定の一三九石余との差は六四石となる。さらに、七一六両を伊豆分(約63%)・駿河分(約37%)の比率で分配すると、伊豆分四五一両余・駿河分二六四両余となる。これを大仁・沼津相場で米に換算すると、伊豆分は一六四石余・駿河分は九七石余、計二六一石余となる。六三九石余の夫食米伺は、実質的に四割におさえられたことになる。また、一〇ヶ年賦返済の願いは五ヶ年賦に短縮されている。

江川英龍は、この幕府査定に対処するため、大仁相場・沼津相場の騰貴をおさえ、下米値段を四升づつ下げさせ、江戸相場との差を短縮する措置をとっている。(2)・(4)以下にみられる「吟味下」がこれで、一両につき大仁相場は三斗九升五合・沼津相場は三斗七升となった。(9)までは五〇日分拝借を願っているが、どうあっても勘定所が三〇日に切ってくることに、麦の刈入れ時期もせまってくるため、四月提出の(10)では三〇日分拝借を願出ている。つぎに、純粹の夫食米拝借願の(1)・(2)・(4)・(6)・(7)・(9)・(10)を総計し、国別・郡別の状況を整理してみよう。

天保八年の江川氏の支配高七万八五八九石余、武蔵国二万八七二八石余(当分預り地とも)、相模国二万七一六六石余、伊豆国一万七七一石余、駿河国二万一一四〇石余。伊豆国の内訳は君沢郡一〇ヶ村四一九九石余、田方郡一四ヶ村二五四五石余、賀茂郡二五ヶ村四〇二五石余。駿河国の内訳は富士郡三〇ヶ村八一七七石余、駿東郡一八ヶ村五三八八石余、庵原郡二九ヶ村七五七四石余。このうち、つぎの村方が急夫食を願出た。

伊豆国 高八五七二石八三五、〇八 総人数二三四四四 飢人一四二二七 米一一六四石四…金三〇六四両二分二六文六

君沢郡 三島宿 土肥1 山中新田3 七ヶ村

田方郡 湯ヶ島1 中 軽井沢1 土手和田 六ヶ村

賀茂郡 松崎8 下田町8 梨本2 二一ヶ村

駿河国 高一四三二四石七〇六、 総人数二六一〇二 飢人一五六三八 米一一六四石二六：金三一八六両一一三文二

駿東郡 大諏訪7 原宿1 木瀬川 柿田 徳倉 助兵衛新田2 一六ヶ村

富士郡 江尾2 精進川9 東柏原新田3 一六ヶ村

庵原郡 東山寺4 由比宿 興津宿 中宿町 高橋13 岩淵1 高橋新田 二五ヶ村

計高二二八八七石五四一〇八 総人数四九五四六 飢人二九八五五 米二三二八石六六〇 金六二五〇両二分三三九文八

幕府裁許 米一二三三石五九〇 金二九七五両二分一六〇文九一四

伊豆・駿河の比較は、急夫食を願い出た村数が伊豆三四ヶ村・駿河五七ヶ村で高においても多少駿河の方が多し。しかし、総人数・飢人の数はほぼ同数である。高でみると、伊豆・駿河御領の七割強が急夫食を願出ている。ここには、地域の閉鎖性などの飢饉発生の特質はあらわれてこない。全体では、代官の二三二八石（金六二五〇両）余の請求に対し、幕府は一二三三石の代金二九七五両余を許可したのである。

つぎに、集計しなかったが、(8)の種粍代拝借願は注目すべきものである。総高五九二石余から算定すると、駿東郡上田新田（三三三、〇三七）・一本松新田（六七、八一九）・助兵衛新田（一一六、一六八二）、富士郡松新田（一一三、二九）・田中新田（五九、〇一〇一）・沼田新田（一一〇、六三七）・大野新田（一一、六七三）が判明する。駿東郡三ヶ村は浮島沼周辺にあり、富士郡四新田はその西方の広沼（須津湖）周辺の村である。浮島沼・広沼ともに防潮堤により駿河湾よりの高潮を防いだ。七年の天候不順に加え、台風によりいづれも潮入り、皆損となった。周辺一帯同様の不作で、親類・縁者でも種粍を貸す者がない状態となった。もともと、富士郡のこの四新田と江尾村・大坪新田は広沼廻新田不定地と称し、高掛三役の免除地である。広沼の大藺・菰・蘆を刈り取り屋根葺き用材として売り出し、淡水漁業をいとなみ、前出のように鱸をカバ焼きとし東海道往還筋で販売するという村方である。凶作と諸事儉約励行のなか、生活にさしつかえ、種粍すらない状況に追い込まれたものである。その点では、(6)の山中新田ほか三ヶ村（三谷新田・塚原新田・市山新田）の箱根往還筋茶屋稼ぎの飢饉と同種である。

(1)の江尾村ほか二ヶ村には大坪新田も含まれており、広沼廻新田不定地はすべて困窮したことがわかる。さらに、東柏原新田ほか三ヶ村とは中柏原新田・西柏原新田・松新田などをふくむとみられるので広沼廻全域の状況である。また、(10)の助兵衛新田ほか二ヶ村は、植田新田と一本松新田と考えられるので、急夫食と種粃という二重の拝借願いとなる。中柏原新田提出の「差上申一札之事」<sup>(12)</sup>によると、夫食差支のため文化年間の米価差出金三八両の半金一九両放出が指令され、天保十五年正月七人がこれを受取っている。これは七人が天保八年一九両を負担・夫食米を購入する一方、米価差出金一九両を武相豆駿支配所に七ヶ年賦で貸付け、元利三八両に達した時点で一九両を七人に返済した形となろう。この方法なら米価差出金も減少せず、後年に生きる。幕府支給の夫食で不足する分はこのような金融で解決していたものと考えられる。

(8)の駿州植田新田外の種粃拝借は、田二三町九反七畝二四に粃一六石七斗七升九合、その代金四〇両余を願出たものである。幕府への借用願は三一両余、九両余は宿々御困穀の運用利息より貸渡し分である。これに対し、幕府は金蔵よりの三一両余を全額許可した。よって、天保八年春幕府が豆・駿御領に緊急融資した金額はこの四〇両をたして、総額三〇一五両余を確認できる。

(14)の天保九年閏四月の伊豆国賀茂郡新井村・網代村・初島は、飢饉の影響による疫病の発生によるもので、罹病者の数が多く、深刻である。一戸あたりの病人数をみると、新井村四、三人・網代村四、三人・初島六、三人となる。新井村は漁村で、同年四月の火災で一戸を除き全焼し、状態は一層深刻であった。一三二七人の病人に七〇〇両の拝借を願出たが、勘定所の裁許は一六五両であった。また、同時に提出された夫食米五四石余(代金九九両余)は許可されなかった。

(11)・(12)は、宿方の救済である。(11)の蒲原宿本陣は、諸家通行が儉約専一で利潤がうすく、従来 of 返納金にさしつかえ、延納を願出で、許可となった。しかし、(12)は新規の融資であるため、七〇〇両の拝借要請は許可とならず、九年以降にまで勘定所との駆け引きが続くこととなる。三島宿では宿馬の維持が困難となったのに加え、米価の高騰は飼葉にまでおよび、継立は麻痺状態となった。村方の困窮は当然助郷にも影響し、御定賃銭では食事もできない状態から、サボタージュが続いた。ために、

上洛する京都所司代・大坂城代の荷物まで三島宿で停滞する始末となった。江川英龍は、三島宿の鹿島屋甚太郎（沼津宿）への借金返済の猶予・延納の命を勘定奉行内藤矩佳より出させるいっぽう助郷村の不埒を叱責した。<sup>(13)</sup>

(3)富士川渡船役困窮者類焼手当の一五両、(8)富士川渡船役困窮者手当の二〇〇両は天保の飢饉によるものであるが、許可された記事が発見されない。このように、代官が村方の実情を調査し、救助を願っても幕府の備蓄金米の絶対量が不足しているのであるから、十分な救済はできない。<sup>(14)</sup> このため、代官自身に金融の才覚がもとめられるのである。

### 三 瓜生野村の拝借金と大平柿木村・天野村の対策

伊豆国君沢郡瓜生野村（修善寺町）の大城巨四郎家文書、①天保八年二月「乍恐以書付奉願上候」（急夫食願）、②天保八年二月「飢人数書上帳 控」（急夫食願の添書）、③天保八年四月「救合力員数書上帳」、④天保八年五月「乍恐以書付奉願上候」（年貢未納金拝借願）、⑤天保八年六月「奉差上拝借金之事」の五点から、経過・手続をみてみよう。<sup>(15)</sup>

瓜生野村は、天保八年当時高二二石八斗三升六合、六四戸、人口二七〇人であった。天保七年の年貢納入に際し現物がなく、買納め願を許可された。その中より置米も許可され、さらに一部を急夫食として借用を認められた。しかし、放出の効果はうすく、二月①に②をそえて、飢人数二〇八、取続可能六二、男七七・女一三一（男三七）に対し麦の取入れまでの急夫食を願出た。返済は、戌（天保八年）より三ヶ年猶予のうえ丑より二五ヶ年賦と願っている。これを、葦山役所の査察により飢人数一九七、取続可能七三、男七〇・女一二七（男三六）に訂正して請願した。<sup>(16)</sup> これが、「急夫食一覽」(4)の「君沢郡土肥村ほか一ヶ村」に組込まれたものと考えられる。(4)の幕府許可は金一〇二六両六四二文八五七を支給額男女費二対一の割合で換算すると一人当たり男一七九文八七六余・女五四文一二三余となる。男七〇人は一二両五九一文三三、女一二七人は六両八七三文四九四、瓜生野村拝借金は一九両一分一一四文八一四となる。幕府は翌年より五ヶ年賦返済を命じた。

五月、瓜生野村も麦の取入れ時期をむかえ、食糧危機は去ったが、返済問題が生じた。一つは置米の一時放出分、これは買納金未納で、年貢未納となるから延引はできない。もう一つは拝借金一九両余の返済である。名主小四郎は、葦山役所に別途一五〇両の融資を願い、借入金返済をはかった。この経過は、④にみえる。願書の提出以前には葦山役所との交渉があり、村方の自助努力・誠意がもとめられた。これが、③で名主小四郎が三俵、八名で七俵の合力米の放出をしめたものである。この一五〇両は、査定により七五両と半減されたが、翌六月には江川英龍廻村のうえ小四郎に渡された。これは、「窮民御救夫食御手当等之ため」という名目で、「去ル巳年百姓出金下ケ戻并ニ先般宿村身元相応之もの差出金之内」より融資された。返済は、酉く丑五ヶ年賦・無利息である。

以上の瓜生野村飢饉対策から問題点をあげてみよう。幕府の貸与が夫食米ではなく夫食金であること、猶予なく翌九年より五ヶ年返済であること、江戸相場と現地相場に差があること、拝借金は決定的救済となっていないこと、などである。まず、幕府が現金を貸与したことは、全国的凶作により、米の絶対量が不足していたことを意味しよう。したがって、置米を夫食として十分に放出すると、翌年の御領の維持・運営に差し支えるからである。廻米によって江戸相場を安定させた後であるから、平常時とは逆に江戸相場一両四斗二升に対し、瓜生野の対岸大仁相場は一両下米三斗六升五合となる。男七〇人に二合ずつ三〇日では四石二斗、女一二七人の三〇日一合は三石八斗一升、計八石一升は、大仁相場では二一両九四五文を要する。したがって、江戸相場の一両余では大きな目減りである。幕府もそれを承知の措置であろう。英龍が、豪農・米穀商に米を放出させ、大仁・沼津の相場を三升下げさせ、差損幅を短縮させたことは大きな成果である。<sup>(17)</sup> 代官個人の威令・信用効果にかかわる部分といえよう。それはともあれ、幕府拝借金は決定的救済にはなっておらず、江川英龍は救済の一助として利用していたことを考えてみよう。

飢饉が進行している二月ころに代官を介して勘定所と交渉していたのでは餓死者が出てしまう。<sup>(18)</sup> したがって、代官からは別途の融資がすでになさされていると考えねばならない。それが、殖産興業・難村救済のための葦山代官貸付金である。①急夫食

拝借願の時点で名主小四郎は三ヶ年猶予・二五ヶ年賦返済を基礎としていることは、幕府よりの拝借金は返済の一助としか考えていないからである。幕府の貸与期限五ヶ年は長期の凶作・飢饉時の返済としては過酷にすぎた。ただ、金蔵よりの融資であるから無利息であることは唯一の利点である。金蔵よりの一九両余はそのまま馬喰町御用屋敷取扱金にまわし、利益運用し、五ヶ年後に元金だけ返納する。これによって、葦山代官貸付金の利息分を生み出し、二五ヶ年という長期・低利の補助としていたと考えられる。また、同時に年貢買納代金の借入返済の手段として、④により七五両をさらに葦山代官貸付金から借り出し、五ヶ年間の運用で利息をつくりだしたのである。このように、代官の資質・資金運用能力が飢饉対策の基本であり、幕藩体制成立以来一貫して代官に負わされた任務である。<sup>(19)</sup>

大平柿木村は、前出「鳥居耀藏書状」に鳥居より四〇両が貸渡され、さらに知行所九ヶ村に五〇両（大平柿木分は一〇両余か）が貸渡され、年貢未収の鳥居としては救済の限界であった。これに対し英龍は、夫食金七両二分三朱を貸渡した。これを五ヶ年賦とした点からみて、幕府からの夫食である。大平柿木村には、新田見取場一八石余の御領がある。<sup>(20)</sup>書状にても付属の民家はないが、これを一村として幕府に申請したものであろう。そして、葦山代官貸付金で救済しておいて、幕府よりの拝借金を馬喰町で運用し、利息を稼いだものとみられる。鳥居は、行き届いた処置に感謝している。この時返済法について鳥居の存念を聞いていることから運用が読み取れる。

伊豆国君沢郡天野村（一一二石）は江間堰用水が村内を通るものの、畑作が中心である。狩野川左岸の湾曲部にあり、正徳期に隣村長岡・古奈とともに水よけ堤を築いたが度々欠壊した。天保七年の長雨・出水のなかでも八月四日は大洪水で皆損状態となった。江川英龍は天野村の備荒貯穀として稗の作付けを命じた。これをしめすのが、天保九年閏四月の「戌貯稗作付反別小前帳」である。名主円蔵の三畝一〇歩を筆頭に以下二五歩から一歩までを一五戸にわりあて五畝二五歩を対象地とし、三役より葦山役所に報告した。天保十一・十三年「貯稗出穀小前帳」では名主円蔵が一斗、一四人が五升づつ、計八斗づつを毎年貯蓄した。弘化二年鳥居失脚により上知され天領となったが、安政四年には沼津藩領と相給となる。同年二月の御領分・私

領分「貯稗高書上帳」によると、高に応じ沼津藩分九石七斗三升、御領分三石八斗七升に書き上げた。安政二年七月二十五日より大風雨で二十七日に郷蔵が損壊し、稗が濡穀となった。村方はこの詰替に怠慢で万延元年にいたり大麦を充当したが、文久元年に発覚、葦山役所よりきびしい差当をうけた。<sup>(21)</sup>

瓜生野は御領、大平柿木・天野は私領である。たまたま鳥居が地頭であるが、私領も救済・指導した例である。御領のみを救済しても私領から一揆が発生することを江川英龍は幕府に明言しており、葦山代官の性格上からも豆・駿には超越支配を實施したものである。表「急夫食一覽」の(13)は、天保八年の豆・駿旗本領の立毛を江川氏江戸役所で調査し、葦山役所に報じたものである。凶作時期にはこのように私領にたいしても情報掌握がなされていたことが分かる。また、伊豆国君沢郡熊坂村(私領五給)提出の慶応二年五月「奉差上一札之事」<sup>(22)</sup>によれば、村高・家数・人別とともに所持米四人で一二八俵を報告している。一二八俵の内一五俵は「御趣意被仰渡奉畏候、御沙汰次第ニ而相当之相場ニ而差出候分」、一一三俵は「村方大小百姓夫食手当之分」としている。また、四〇五俵所持の者一〇三あること、この春難渋の百姓に対しては一〇〇文につき三合で売り渡していることを報告している。指導の徹底をみるものである。

#### 四 葦山代官貸付金と江川氏の仕法

代官江川氏は、宝暦八年葦山に復帰したが、その時三島代官廃止の措置とともに後期代官として強力な支配を伊豆・駿河に及ぼすようになった。特に治安維持などに関しては、御領・私領の差別がない。したがって、幕末旗本河野氏のごとく徴税まで委託する領主が出現するほどである。江川英龍が、天保の飢饉の経験からとった対策は、御領・私領をこえたものであった。諸小領混在地の駿河・伊豆で御領だけ救済していても意味はない。英龍も幕府への報告で天保八年の大宮町(富士宮市)の一揆を例に、御領が万全でも周辺の私領から一揆・騒擾が波及する、といっている。御領・私領をこえ成長してきた豪農層を撫



育した英毅（英龍の父）が、支配安定のために組織したものが「葦山代官貸付金」である。<sup>(23)</sup>これは、豪農より抛出させた金米を殖産興業、難村・宿方救済などに低利・長期で融資するものである。単に、江川氏が管理するものではなく、馬喰町御用屋敷貸付金と密接な関係をもつものである。

馬喰町御用屋敷貸付金の研究については、竹内誠・森安彦氏など先行研究がある。新しい研究では「御貸付金口々惣目録」を発見・紹介した飯島千秋氏の「馬喰町貸付役所における公金貸付の実態」がある。<sup>(24)</sup>同論文は、貸付金の種類・内容・資金・貸付対象などを明確にしている。代官の地方支配研究には有益なものといえる。ことに資金源に、豪農層出資のあること、拝借金・貯穀払代の運用があること、などは重要である。そしてその利息が、夫食・小児養育料などの救済から、宿駅の維持・運営費などに充当されていた点は、代官の作成する「金蔵勘定目録」・「勘定目録」の理解に役立つものである。同論文では、天保五年に江川氏が馬喰町を通して貸付金総額は二万三二四両余にのぼる。具体的にどのような飢饉対策がとられていたのかは、嘉永五年「子年勘定目録」をみると判明する。天明以降の幕府の飢饉対策の困米をひろってみよう。<sup>(25)</sup>

A 天明八年・寛政元年・寛政二年の「出穀高二十分一御下穀」<sup>(25)</sup> 粃一四一石五斗六升七合三五

これは、江川氏支配下の武蔵・相模・伊豆・駿河の貯夫食二十分の一を「村限」に困い置くことを許可したもので、代官の判断で放出できるものとみられる。保存性のため粃で貯蔵されるが、米に換算すると七〇石七斗八升四合一となる。量的にはきわめて少ない。

B 寛政九年以来の非常備蓄「宿々御困米」四〇石。

東海道筋川支えの際の旅人賄米などにあてられるもの。原宿ほか一ヶ宿に備蓄されていた。

これは年々新米とひきかえ、古米は売却して資金運用したものと考えられる。嘉永五年ではこれが四〇石あった。

C 天保九年発令の「宿々御困米」六二〇石・粃一六〇石（米に換算八〇石）

東海道宿々凶年の夫食・旅人賄米にあてるもの。これは伝馬宿入用を藤沢宿ほか四ヶ宿、中山道鴻巣宿ほか一ヶ宿に備蓄。

D「藤沢宿御囲穀詰戻溜穀」 粍二七五石五斗（米一三七石七斗五升）

これは、相模国囲穀の詰めかえ分を売却し、貸付金とし、必要経費をさしひいた利息残金で粍を買入、備蓄したもの。天保三年扇立の際失墜の分は囲穀を藤沢宿に貸渡し、その利息によって詰戻した。

E「藤沢宿御囲穀蔵詰御買上御囲穀」 稗四八六石三升

これは、藤沢宿御囲穀の払下げ代金を馬喰町御用屋敷貸付金で運用し、利息で稗を買入、天保十四年の半高棄捐までに蓄積した分。

F「御囲置稗御払代御貸附金御下戻之内諸渡方残置金」 金一一両一分

これは藤沢宿御囲稗御払代御貸付元金一七二両、馬喰町御用屋敷より年五分の利金八両二分永一〇〇文づつを蓄積してきた。しかし、天保十四年の半高棄捐で利金四両一分永五〇文づつ弘化四年まで五年間支給されたのち打切りとなった。囲蔵敷地代・番人給などをさしひいたこの五ケ年の残金は宙にういた。飢饉対策の目的・方法が途絶するため、江川氏預かり金として、永続主法を模索中。

G「鴻巣宿御囲穀詰御買上御囲穀」 一一石五斗三升五合八

これは、代官大熊善太郎支配時の措置。武蔵・下総・但馬・美作・下野国村々抛出の粟・稗の売却代金運用利息で買上げたもの。

H「別所村外五ヶ村御買上御囲穀」 粍八三石二斗（米四一石六斗）

これは、武蔵国足立郡別所村ほか五ヶ村が飢饉の際、大熊善太郎の要請により囲穀より夫食として貸渡したもの。いつの飢饉かは不明だが、返納年限の未（弘化四年）→亥（嘉永四年）からすると弘化三年となる。しかし、足立郡自体が天保の飢饉の後始末処理不備から江川氏に移管されたとみられるので、天保九年からの五ヶ年返納が延期になっていたことも十分考えられる。しかも、嘉永五年で嘉永二年の滞納分を納入しているので、延納につぐ延納と考えられる。

古米売却分の資金運用方法は明らかでないが、順当なところでは馬喰町御用屋敷へまわし、利殖をはかったと考えられる。E・Fではそれがあきらかであり、表(8)ではこれが利用されたものとみられるが、「三割利金」の三割を説明する資料はない。おそらくは、三割は非常のさい江川氏の裁量によって非常貸出しが認められている部分であろう。これらの困米が十分に機能していれば、「急夫食願」は不要となるのであろうが、度重なる飢饉と返納の停滞が機能を阻害しているとみられる。また、幕府の備蓄絶対量の不足から困米にまで依存している可能性も考えねばならない。このように、幕府が天明朝以降飢饉対策をなしていることは確かであるが、これだけで飢饉救済ができるものではない。江川氏の葦山代官貸付金のように、代官個々が独自の金融仕法をもたねば実効ある救済はできない。同じ関東代官でありながら、江川氏と大熊善太郎の相違がみられるように、代官個人の資質におわされた御領維持のありかたがみえてくる。幕藩体制下の代官の本質は近世を通じて、帳簿処理などをのぞけばそう大きな変化はない、と考える所以である。

最後に江川氏の天保の飢饉対策と金融仕法が順調であったかを検証しておこう。幕府金蔵より無利息の急夫食拝借は、天保九年より十三年までの五ヶ年賦返納である。豆・駿の七〇%余の御領に緊急貸与したのであるから、四〇〇万石に換算すれば莫大な金額となろう。代官大熊氏の例によって分かるように、長期の凶作に苦しむ村方が天保十三年に完済できるはずがない。未納分は馬喰町貸付金に依存したであろう。また、鳥居氏のごとく領主側も天保七、八年以来馬喰町より借り入れて村方へ融資したと考えられる。この動きは、飢饉以前よりの返済にも渋滞を生じた。貸付金と未納の増大は、馬喰町貸付金を破綻させた。天保十四年幕府はやむなく武家方救済のため半高棄捐を発令した。<sup>(26)</sup>この影響は、Fの藤沢宿困稗払代貸付などを直撃した。江川氏のように馬喰町で莫大な資金を運用し、その利息で支配地の運営・維持をはかってきた代官・出資元の農民にとっては大きな痛手であった。このため、江川氏においては立直しのため帳簿整理が行われるのである。

この一例を吉原宿でみてみよう。吉原宿は東海道往還河合橋のため寛政三年五〇〇両の拝借金をえた。この内二五〇両を掛替に運用し、年賦返納した。残り二五〇両を馬喰町で利倍貸付し、利息で元金分を年々返納、完済後は宿方救手当とする予定

であった。五〇両を返納し、天保十二年から二〇〇両の利金二〇両の内一〇両づつ返納となった。ところが、天保十四年(卯)「主法替、利金下無之」となった。江川氏の指導により、残金二一〇両とし、午(弘化三年)〜巳(安政四年)の十二ヶ年賦返済が確定した。また、利息打切りと復活を吉原宿助成貸付でみよう。「出格之訳を以前々之通貨附」続行となったが、利金は未(弘化四年)〜辰(安政三年)まで八分、十一ヶ年目巳(安政四年)から元通り一割とする旨が午(弘化三年)に達された<sup>(27)</sup>。天保の凶作による収入減少と飢饉救済、連鎖的・構造的不況により馬喰町貸付金返済の渋滞によって幕府財政が破綻したことが実感できる。また、私領救済のための半高棄損は御領金融に打撃を与えたことも分かる。

### まとめにかえて

災害であるから悲惨な例も多く、無能な領主層による失政もあろう。しかし、上杉允彦氏は「近世最大の天保の飢饉に対し、天明飢饉の経験を動員し、領主層はもっとも組織的に対応し、結果としては天明期ほどの打撃を与えなかった、との評価もある」という<sup>(28)</sup>。総合的この判断と馬喰町御用屋敷貸付金の破綻とあわせ考えるなら、代官・勘定所などの救済を看過することはできない。幕藩体制そのものに問題があったとしても、体制内の担当役人の救済指導のあったことは事実である。御領の場合について村上直氏は「飢饉対策を全面的に代官に委ねながら、ひとたび矛盾が拡大すると代官を処分した」という<sup>(29)</sup>。「全面的」は妥当ではないが恣意的支配を委任されている代官と御領行政を考えさせる提言である。代官は難職ながら能吏も多い。江川英龍のごとき対策を講じた例もあろう。飢饉即領主の無策という概念的前提にたつての飢饉研究もそろそろ多角的に変化し始めている。たしかに、領主の無策が被害を拡大した例もあろうし、農民の怠慢もある<sup>(30)</sup>。客観的に事実を確認、検証していくことが原則である。

財政金融については従来より多くの研究があり、大野瑞男氏『江戸幕府財政史論』(吉川弘文館、平成八年十二月二十日)

など新しい研究もある。また、本文で紹介した飯島千秋氏のように具体例をもって運用面を解説する論文も出現している。小論は、飢饉時の幕府・代官・地方をつなぐ金融機能すなわち金蔵（馬喰町）・葦山代官貸付金の関係を紹介したものである。なお、葦山代官貸付金の実態解明に問題点もあるが、<sup>(31)</sup>置居米や地方の金融を指導・管轄する点から代官の本質が明らかになっていくものと考えている。

なお、小論中に使用した文書は『葦山町史の栞』二三集（平成十年三月刊行）に資料紹介するので参照されたい。また、末尾ながら、小論作成に助言・協力を賜った橋本敬之氏・柴雅房氏に厚く御礼申し上げます。

## 註

- (1) 荒川英俊『飢饉の歴史』（日本歴史新書）、至文堂、一九六七）、小野武夫『日本近世饑饉志』（学芸社、一九三五）、西村真琴・吉川一郎『日本凶荒史考』（有明書房、一九八三）、上田藤十郎『近世の荒政』（大雅堂、一九四七）。
- (2) 『静岡県史』災害誌は、天保の飢饉にかぎらず東部の記述は少ない。これは、静岡県東部の市町村史の立遅れによる。
- (3) 江川英龍の天保の飢饉に関する答申、「支配所治り方之儀申上候書付」、『葦山町史』六巻下三八五頁。
- (4) 『静岡県史』災害誌、第三章、第六節天保飢饉。
- (5) 橋本敬之氏教示、伊豆長岡町南江間津田家文書『村用留帳』に文政八年発生蝗の蝗は黄蛾の記事がある。
- (6) 『葦山町史』十一巻、第五章近世社会の動揺、橋本敬之担当。
- (7) 橋本敬之氏教示、天城湯ヶ島町門野原、小森正和家文書「日記」。
- (8) 『葦山町史』十一巻近世通史編、橋本敬之「第五章第四節幕末の諸相」米相場、年貢米相場表。
- (9) 「六月十日付鳥居耀藏書状」（江川文庫「尺讀拔萃」）

江川太郎左衛門様

鳥居耀藏

御切紙致拜見候、然ハ去申年違作穀物高直ニテ窮民及難儀候ニ付、御救方トシテ御支配所豆州村々御廻村被成候処、知行所大平柿木村之ノ儀、窮民夫食差支、地犬或ハ鶏ヲ食候程ノ儀ニシテ追々餓死致シ、兼テ御頼申置候村方ニモ御座候間、右村へ御越、村役人共被御聞糺候処、是迄二十人余餓死、当時モ多分ノ飢人有之趣申立候ニ付、家別被成御見分候処、申立ノ通無相違候ニ付、御別紙受印帳御写ノ通夫食手当トシテ金七両式分三朱御貸渡、当然飢ヲ為御凌、病人売薬モ不行届モノ共ハ為御施御手前様御調薬御與被下候旨、

右村方御支配所持添新田有之迄ニテ御料所ハ無民家、知行所人別ニ付、右金御手前様方へ返却、村方ヨリ取立方ノ儀ハ何カ存寄モ可有之ト御心得被成候へ共、当年柄ノ儀ニモ候間窮御救金御手当ノ内ヲ以御取計置、五ヶ年賦位村方ヨリ返上ノ積ニモ御取計可被下哉、無腹臍申上候様御紙面ノ趣委細致承知候、右村方ノ義ハ近年必至ト困窮致シ居候処、去申年ノ違作其上出水荒等モ有之候ニ付、為取凌去冬四拾両五ヶ年賦再貸イタシ、其上為救知行所九ヶ村へ五拾両差遣候割合拾両余、尚又当春飢人等有之候趣ニ付、荒所取繕手当救旁拾両貸渡、去申年分年貢廻米未納分モ追々日延相願越候次第ニ有之、手遠ノ義ニ付万端行届兼、心配致シ居候義ニ御坐候処、態々御廻村家別御見分等モ被成下、急難御救御取計被下候段、於拙者忝次第奉存候、右返納ノ義被入御念候御義聊存寄モ無御坐候間、何分宜御取計被仰付可被下候

五ヶ年賦ニ相成候へハ尚更納方都合モ宜敷ト奉存候、右御報旁御挨拶得御意、如此御坐候、以上

六月十二日

(10) 『韭山町史』六卷下、橋本敬之編「伊豆国村々支配変遷表」、元禄地方直しでの鳥居氏給地である。これ以外に君沢郡花坂村・戸沢村を所領としたが天明八年沼津藩領となった。

(11) 静岡県田方郡韭山町韭山1 江川文庫 18・19は子番号。

(12) 江川文庫「追加目録」一八六九番。一五両二分二朱が一名、二両三分二朱が一名、二朱が五名。

(13) 伊豆長岡町史、別編一「津田家古文書」二三「南江間村御用村用留帳」。

(14) 上杉允彦「天保の飢饉と幕藩体制の崩壊」、『飢饉』(『歴史公論』九号、一九七六)一〇六頁に、同氏は『葵卯雜記』により「幕府収納高はそれまでの年平均一五〇万石にたいして、天保四年には一二五万八千石、さらに七年には一〇三万九千石となり享保期から天保期までの最低をしめした」としている。

(15) 静岡県史編纂室所蔵C Hを使用。松本稔章氏の協力に感謝いたします。

(16) ①の訂正(原書)では計算誤りがあり、ここでは訂正して用いた。(男三六)は六〇才以上、十五才以下、女と同扱となる。

(17) 代官の収納した貢租の大部分は置居米として代官の管理下にあり、手附・手代、八王子千人同心、牧士・浦役・野廻役・林守などの給与、定期的普請所・宿駅の維持・運営費などに支給されているからである。

(18) 前出『飢饉』(『歴史公論』六二頁、村上直「飢饉余談」に「人の二月・馬の四月」とあり、二月に餓死者が多い。

(19) 拙著『大塩平八郎建議書』(文献出版、平成二年)によれば、大塩の不正無尽告発の中に代官岸本武太夫・辻富次郎の名がみえる。彼等が運用できる自己資金を必要としていたと見るべきであろう。

(20) 『韭山町史』六卷下、橋本敬之編「伊豆国村々支配変遷表」によれば、寛政二年より新田見取場となる。

- (21) 伊豆長岡町史編纂室所蔵天野村資料、小川円一郎家文書(修善寺町)C日使用。
- (22) 江川文庫「追加目録」一八七二番。
- (23) 高橋敏「東海地方における天保改革前夜の情勢」(『地方史研究』一三三二号)。
- (24) 『横浜商大論集』第二八卷第二号、平成七年三月十日。
- (25) 『葦山町史』第六卷下、五一頁。
- (26) 前出。飯島千秋「馬喰町貸付役所における公金貸付の実態」(『横浜商大論集』第二八卷第二号、平成七年三月十日)。
- (27) 江川文庫、二八九六番12、慶応四年「申送書」。
- (28) (13)に同。
- (29) 村上直「ききんと代官」、『飢饉』(『歴史公論』九号、一九七六)。
- (30) 領主側の指導に対して農民側が怠慢であった例もある。サツマ芋の植付けに怠慢にもかかわらず、飢饉になると幕府の夫食に依存する島方。「甲斐国悪例仕癖申上候書付」(『大塩平八郎建議書』文献出版、平成二年)に御救普請による冥加賃銭放出に対し前年の飢饉・一揆を忘れて贅沢をはばからない郡内の農民の記事がある。
- (31) 葦山代官貸付金は様々な名称をもった講・無尽によって裏付けされているものと考えられる。すなわち、葦山代官貸付金の返済に つまるか、貸付金よりさらに低利な融資を必要とする場合、場当りの救済として講・無尽が結成されている。その実態についてはなお未解明である。